

文京区介護保険特定福祉用具に係る確約書

年 月 日

文京区長 殿

住 所

事業所（者）名

代表者名

⑩

文京区居宅介護（介護予防）福祉用具購入に係る事業者登録及び保険給付の代理受領に関する実施要綱（16 文介第 1512 号。以下「要綱」という。）に定める登録の届出を行うに当たり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

（基本事項）

第 1 条 厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 94 号）（以下「特定福祉用具」という。）に関して、関係法令、通達、要綱等を遵守すること。

第 2 条 要介護者等の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行うこと。そのために、専門知識を持つ福祉住環境コーディネーター又は福祉用具専門相談員を配置するよう努めること。

第 3 条 サービスの提供に当たっては、文京区、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

（受給資格等の確認）

第 4 条 要介護者等から、給付券によって特定福祉用具の購入を求められた場合には、介護保険被保険者証によって文京区の被保険者であること及び要介護者等であることを確認すること。

(見積書等の発行)

第5条 特定福祉用具購入を給付券によって行う場合は、その費用の見積書を作成し、要介護者等は無償で交付すること。見積書には、福祉用具の種目、品名、商品名、製造業者名、販売事業者名、購入に要する費用、納入予定年月日、連絡先等を明記すること。また、要介護者等より見積書、パンフレットその他保険給付を受けるために必要な文書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(見積書の内容変更)

第6条 特定福祉用具に関する見積書の記載事項が変わった場合は、速やかにその変更内容を当該要介護者等に通知すること。また、変更前の見積書に基づいて発行された給付券は、無効になることを要介護者等に説明すること。

(特定福祉用具の説明)

第7条 要介護者等より給付券を受領した場合は、速やかに給付券に記載された特定福祉用具を納品すること。その際、特定福祉用具の機能等に関して十分に説明を行い、使用ができるように設置すること。

(自己負担額の受領等)

第8条 給付券に記載された福祉用具購入費用の自己負担額を要介護者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、納品を完了し、自己負担額を受領した後に、要介護者等へ領収書を発行すること。

(保険給付費の請求)

第9条 特定福祉用具購入費のうち保険給付される額を、要介護者等の署名捺印した給付券を添付したうえで、保険者に請求すること。また、請求に当たって保険給付される費用以外の費用を請求しないこと。

(記録の整備)

第10条 給付券による福祉用具購入に関する記録を整備し、福祉用具購入の完了した日から2年間保存すること。

(通知)

第11条 特定福祉用具を給付券により行う要介護者等が不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を文京区に通知すること。

(調査・指導等)

第 12 条 区長が特定福祉用具の購入に係る保険給付に関して調査又は指導を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

第 13 条 関係法令、通達、文京区のと綱等又はこの確約書に違反し、区長からその是正等を命ぜられたときは、直ちにこれに従うこと。

(研修への参加)

第 14 条 文京区が行う登録事業者を対象とする研修会等に参加すること。

(苦情処理等)

第 15 条 要介護者等からの苦情又は相談があった場合、必要に応じて、状況の聞き取り及び事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、要介護者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に処理を行うこと。自ら処理しえない内容については、関係機関との協力により対処すること。

(賠償責任)

第 16 条 特定福祉用具の販売に伴い、事業所(者)の責めに帰すべき事由により要介護者等に損害を与えたときは、その責任の範囲において、要介護者等に対して損害を賠償すること。

(秘密保持)

第 17 条 事業所(者)は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持すること。また、従業員でなくなった者に対しても、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させること。

(登録の意義)

第 18 条 この登録は、代理受領を行うためのものであり、文京区が品質及び内容を保証するものではないことを理解し、その旨を要介護者等に説明すること。

(変更の届出)

第 19 条 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を区長に届け出ること。